

今月は「知ってみよう」「住み慣れた地域や自宅で安心して暮らすには」

市では、在宅医療・介護の連携で
市民のみなさんを支えています。

出典：栃木県保健福祉部医療政策課
とちぎで在宅医療
～住み慣れた地域や自宅で
安心して暮らすには～
から一部抜粋

イベント

お知らせ

在宅での療養生活を支えてくれる主な機関

医療と介護のスタッフが
連携して、在宅での療養生
活を支えています。

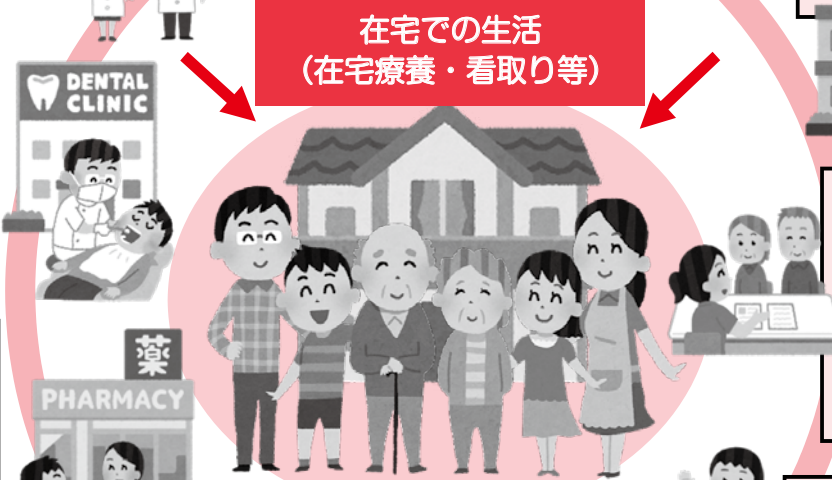
●診療所
かかりつけ医が、通院困
難な患者の自宅などを訪
問して診療を行います。

●訪問介護
介護福祉士やホームヘルパーが食事の
準備や掃除、入浴や排泄などの身の回り
の支援を行います。

●病院
入院治療が必要な場合
の対応を行います。
院内の「地域医療連携
室」などでは、入院患者の
退院支援を支えます。

●介護老人保健施設など
短期入所やデイケアに
よる生活に必要な介護、
栄養管理、リハビリ等の
サービス提供を通して、
在宅介護を支援します。

●歯科診療所
歯科医師や歯科衛
生士が患者の自宅な
どを訪問し、虫歯治
療や入れ歯の調整、
口腔ケアなどを行
います。



●薬局
薬剤師が医師の処
方箋に基づいて薬の
調剤を行い、患者の自
宅などに届けます。ま
た、薬の管理方法や飲
み合わせの指導を行
います。

●訪問看護ステーション
医師の指示に基づいて、看護
師が患者の自宅などを訪問し、
看護サービスを提供します。
また、理学療法士や作業療法
士、言語聴覚士が、患者の体
の状態に応じたリハビリテーシ
ョンを行うこともあります。

●市役所・町役場
国民健康保険、介護保険などの相談窓口があります。
保健師などが療養生活上の相談に対応します。
●地域包括支援センター
地域における高齢者の暮らしを支えるため、介護・
福祉・医療に関する相談や介護予防の支援などを行
います。

●障がい者相談支援事業所
障がいをお持ちの方や
家族に対し、安心して地
域生活を送るための支
援体制作りや、日常生
活の相談、福祉サービ
ス利用についての案内
を行います。

●栄養ケアステーション
管理栄養士が、医療、介
護、福祉、行政等の関
係機関と連携し、嚥下
障害や低栄養、疾病の
重症化等において、予
防と治療の両面に対
応した食事支援を行
います。

在宅医療を受けたい場合は、ご家族などと話し合い、『かかりつけ医』『病院の地域医療連携室』『お近くの地域包括支援センター』『担当のケアマネジャー』『高齢福祉課』などに相談してみましょう。

